

令和8年度 関西脱炭素フォーラム開催業務委託仕様書

1. 業務の目的

令和7年に関西広域連合が発出した「関西脱炭素社会実現宣言2.0」に基づき、オール関西で脱炭素社会を実現できるよう、関西の事業者や団体など多様な主体が連携を図る機会創出の場として、「関西脱炭素フォーラム」（以下「フォーラム」という。）を開催する。

また、関西全体の脱炭素に関する取組が一層促進されるよう、11月と12月については、関西圏で開催される脱炭素イベントを取りまとめた「KANSAI脱炭素 months（カンサイ ダツタンソ マンス）」を展開し、関西広域連合の発信力を高める。

2. 契約期間

委託契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで

3. 委託業務の内容

受託者は、国機関や構成府県市、団体等と連携・協力の上、次の業務を実施する。

（1）フォーラムの開催

<フォーラムの概要>

開催日	令和8年11月頃のいずれかの平日の1日 (概ね13:00~17:00での開催)
開催場所	関西広域連合域内の各地から多くの集客が見込まれる場所 ※委託者にて、令和8年11月6日（金）・25日（水）・26日（木）に「マイドームおおさか」（大阪府大阪府中央区本町橋2番5号）展示場Aホールを仮予約済みであるが、別日・別会場の提案を妨げない。
主な参加者 (主対象)	関西広域連合内の事業者、団体、地球温暖化防止活動推進センター・推進員、行政機関など300名程度
参加費	無料
内容	【第1部】講演 ・事業者の脱炭素化の促進に向け、事業者や団体、行政機関等による優良取組や支援策、国内外の動向等の講演。とくに中小企業の脱炭素化の促進を目的として、サプライチェーンでの脱炭素化促進の優良取組紹介や、中小企業の脱炭素に向けた取組の事例紹介を行うものとする。 【第2部】展示ブースでのネットワーキング ・事業者の脱炭素化及び住民の脱炭素行動変容の促進に向け、事業者や団体、行政機関等による優良取組や支援策等の展示 ※講演はライブ又はアーカイブによるオンライン配信を行うこと。 ※展示ブースでのネットワーキングでは参加者の交流が促進されるよう工夫すること。

1) 講演の企画提案

事業者の脱炭素化を促進する講演を企画すること。

- ① 講演は三～四者を想定し、講演者及び講演内容の企画提案を行うこと。

2) 展示ブースによるネットワーキングの企画提案

事業者の脱炭素化及び住民の脱炭素行動変容が促進されるよう、事業者や団体、行政機関等による優良取組や支援策等の展示を企画すること。

- ① 展示ブースへの出展は事業者や団体等に広く募集をかけること。

※ 展示ブース数は20～40程度を想定しているが、提案内容等での増減は可能とする。

- ② 展示ブース出展者と参加者との交流が図れる企画や展示方法等を提案すること。なお、ブース間で干渉が起きないように対応が図られたものであること。

3) 広報・宣伝活動

- ① 広報用チラシのデザイン制作・印刷・郵送等配布を行うこと。

※ チラシはA4 カラー両面 3000部を想定

- ② チラシの郵送等配布については、効果的に広報できる送付個所を受託者において提案し、送付に当たっての調整も行った上で、送付を行うこと。
- ③ 本フォーラムへの参加者及び展示ブース出展者の募集について、受託者が管理するメルマガでの配信等、効果的な方法を提案し、実施すること。
- ④ 本フォーラムへの参加者及び展示ブース出展者等の募集は事前申込制とし、受託者において受付・管理を行うこと。
- ⑤ 本フォーラムへの参加者及び展示ブース出展者等へ案内状を作成し、電子メール等で送付すること。

4) その他フォーラムの運営

- ① 会場の確保を行うこと。（会場費、備品レンタル費等の支払い含む）

- ② 進行管理（会場レイアウト図、タイムテーブル、進行台本その他資料作成を含む）を行うこと。

ア 資材の準備や会場の設営等、フォーラム開催に係る準備・撤去等を行うこと。

イ 挨拶や講演等のオンライン配信環境の準備を行うこと。

ウ 講師・司会等の手配及び調整を行うこと。

エ 各種支払い関係について、報償費・費用弁償を含め、実績に応じた支払いを行うこと。

オ フォーラムへの参加者及び展示ブース出展者等の受付・案内・誘導を行うこと。

カ 当日配布資料等の作成・カラー印刷・配布を行うこと。

キ 参加者及び施設等の安全管理を行うこと。

ク イベント保険への加入と保険料の支払（対人・対物補償を含んだ賠償責任補償）を行うこと。

ケ 参加者アンケートの作成・実施・回収集計・分析等を行うこと。なお、アンケート内容については満足度・要望などが聴取できるよう工夫するとともに、可能な限り多数の回答回収に努めること。

コ 開催記録・議事要旨・記録写真の作成を行うこと。なお、撮影した写真

- は、委託者が無償で、投影者のクレジットなしで使用できるものとし、参加者には事前に撮影について了承を得る等の配慮を行うこと。
- サ その他、フォーラムの開催に必要な業務を行うこと。

(2) 「KANSAI 脱炭素 months」の展開

- 令和8年11月と12月に開催される関西圏の脱炭素イベントを取りまとめて広報・宣伝することで、関西広域連合の発信力を高める。
- ① 令和8年11月と12月に開催される関西圏の脱炭素に関するイベントや連絡先等の情報収集を行うこと。
 - ② 「KANSAI 脱炭素 months」のホームページを作成すること。
※パソコンやスマートフォンで閲覧できるイベントカレンダーの掲載を想定。
 - ③ 「KANSAI 脱炭素 months」の展開について、関西広域連合内の行政機関や団体との連携等、関西広域連合の発信力を高める効果的な方法を提案し、実施すること。

4. 完了報告書の提出

完了報告書を1部作成し、電子データ（CD-R 1枚）とともに提出すること。また、これと併せて電子データについても提出すること。

5. その他留意事項

- ① 業務全体のスケジュールを提案し、実施すること。なお、提案にあたっては、講師の確定時期や出展企業募集期間、チラシ作成期間、参加者募集期間等を含むこと。
- ③ 日程、会場、内容等について、最終的には委託者と協議のうえ、決定すること。
- ③ 脱炭素の観点に配慮し、必要な検討を行うこと。
- ④ 常に監督職員と連絡を密にし、本業務を遂行するうえで疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議するものとする。
- ⑤ 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守することとする。
- ⑥ 本業務の履行に際し、制作に必要な素材は、受託者が取材することで調達し、使用する著作物については、肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。当該手続きに係る費用については委託費に含むものとする。また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。
- ⑦ 委託業務の遂行のために関西広域連合が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託終了までに関西広域連合に返却することとする。
- ⑧ 作成された成果物に関する著作権や、デザインやイラスト等、業務で発生した権利は関西広域連合に帰属するものとし、関西広域連合が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- ⑨ 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先等について、関西広域連合に対して書面により申請を行い、承諾を得ることとする。また、責任者

の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。

- ⑩電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス等に感染していることにより連合又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。